国の債権に係る情報の公表

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省
（エネルギー対策特別会計　エネルギー需給勘定）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

（単位:百万円）

	平成26年度								平成27年度								平成28年度							
	管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額
合　計	153,673	60,633	93,040	92,961	1	－	92,960	－	125,463	60,756	64,707	65,506	799	4	64,707	－	97,126	59,959	37,167	62,113	24,946	－	37,167	－
備　考	■主なもの （目）諸貸付金債権　60,496 （目）備蓄石油売払代債権　37,715 （目）配当金債権　37,230			■主なもの （目）備蓄石油売払代債権　37,715 （目）配当金債権　37,230					■主なもの （目）諸貸付金債権　60,496 （目）備蓄石油売払代債権　33,522			■主なもの （目）備蓄石油売払代債権　33,522 （目）配当金債権　18,184					■主なもの （目）諸貸付金債権　59,745 （目）備蓄石油売払代債権　9,300			■主なもの （目）諸貸付金債権　60,496 （目）配当金債権　37,715 （目）備蓄石油売払代債権　37,230				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号。）第二十七条各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

	平成26年度末現在額									平成27年度末現在額									平成28年度末現在額								
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類																											
（款）雑収入	60,712	81	－	132	60,496	214	60,496	－	2	59,956	－	－	211	59,745	211	59,745	－	－	35,012	－	－	131	34,800	131	34,800	－	81
（項）雑収入	60,712	81	－	132	60,496	214	60,496	－	2	59,956	－	－	211	59,745	211	59,745	－	－	35,012	－	－	131	34,800	131	34,800	－	81
（目）諸貸付金債権	60,496	－	－	－	60,496	－	60,496	－	－	59,745	－	－	－	59,745	－	59,745	－	－	34,800	－	－	－	34,800	－	34,800	－	－
（目）返納金債権	216	81	－	132	－	214	－	－	2	211	－	－	211	－	211	－	－	－	211	－	－	130	－	130	－	－	81
（目）損害賠償金債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－	－
合　計	60,712	81	－	132	60,496	214	60,496	－	2	59,956	－	－	211	59,745	211	59,745	－	－	35,012	－	－	131	34,800	211	34,800	－	81

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。